

## 令和2年第1回羽幌町議会定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

令和2年3月11日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 1号 令和元年度定期監査報告（第3次）について
- 第 4 承認第 1号 専決処分の承認について  
「令和元年度羽幌町一般会計補正予算」（第5号）
- 第 5 議案第 2号 羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 4号 羽幌町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 5号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 6号 羽幌町助産師看護師修学資金貸付条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 9号 羽幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 羽幌町単独住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 羽幌町下水道条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第14号 令和元年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）
- 第13 議案第15号 令和元年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第16号 令和元年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第17号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第16 議案第18号 令和元年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第19号 令和元年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第20号 令和元年度羽幌町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第 1号 羽幌町防災会議条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第 3号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第 7号 羽幌町保育士修学資金貸付条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第 8号 羽幌町保育士修学基金条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第12号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第13号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第21号 令和2年度羽幌町一般会計予算
- 第26 議案第22号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 第27 議案第23号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 第28 議案第24号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計予算

- 第29 議案第25号 令和2年度羽幌町下水道事業特別会計予算  
 第30 議案第26号 令和2年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算  
 第31 議案第27号 令和2年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算  
 第32 議案第28号 令和2年度羽幌町水道事業会計予算  
 第33 発議第1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員（11名）

1番 金 木 直 文 君	2番 磯 野 直 君
3番 平 山 美知子 君	4番 阿 部 和 也 君
5番 工 藤 正 幸 君	6番 船 本 秀 雄 君
7番 小 寺 光 一 君	8番 逢 坂 照 雄 君
9番 舟 見 俊 明 君	10番 村 田 定 人 君
11番 森 淳 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	熊 木 良 美 君
総 務 課 長 兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	敦 賀 哲 也 君
総務課総務係長	山 田 太 志 君
総務課職員係長	門 間 憲 一 君
総 務 課 情 報 管 理 係 長	村 上 達 君
総 務 課 電 算 共 同 化 推 進 室 長 電 算 管 理 係 長	葛 西 健 二 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
地 域 振 興 課 政 策 推 進 係 長	佐々木 慎 也 君
財 務 課 長 兼 管 財 係 長	大 平 良 治 君

財務課財政係長	金丸貴典君
財務課経理係長	逢坂信吾君
町民課長	宮崎寧大君
兼住宅係長	
町民課	高本勇一君
総合受付係長	
町民課	道端篤志君
町民生活係長	
町民課	田中康裕君
環境衛生係長	
町民課	西山卓君
住宅係主査	
福祉課長	木村和美君
福祉課	竹内雅彦君
社会福祉係長	
福祉課子ども係長	木村謙彦君
福祉課	室谷みどり君
国保医療年金係長	
健康支援課長	鈴木繁君
健康支援課	
地域包括支援	奥山洋美君
センター室長	
健康支援課主幹	棟方富輝君
兼保健係長	
健康支援課	藤井延佳君
介護保険係長	
健康支援課	
地域包括支援	大西将樹君
センター室	
地域包括支援	
センター係長	
健康支援課	清水雅代君
保健係主査	
建設課長	飯作昌巳君
建設課主任技師	
兼建築係長	石川隆一君
建設課主任技師	
兼土木港湾係長	笹浪満君
建設課管理係長	宇野延仁君
上下水道課長	渡辺博樹君

上下水道課 主任技師長 兼業務係長	吉田吉信君
上下水道課 管理係長	越谷弘和君
上下水道課 業務係主査	小笠原 聡君
農林水産課長	伊藤雅紀君
農林水産課 農政係長	更科信輔君
農林水産課 水産林務係長	木村康治君
農林水産課 水産林務係主査	藤田俊悟君
商工観光課長	高橋 伸君
商工観光課 観光振興係長	富樫 潤君
商工観光課 商工労働係長	高野正晃君
焼尻支所長	熊谷裕治君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君
学校管理課 総務係長	近藤優樹君
学校管理課 学校教育係長	蟻戸貴之君
社会教育課長 兼公民館長 体育振興係長	井上 顕君
社会教育課 社会教育係長	高橋 司君
社会教育課 体育振興係主査	近藤健弘君
農業委員会 事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会 事務局長	敦賀哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	杉野 浩君
書 記	土清水 彬君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

3番 平山美知子君 4番 阿部和也君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（森 淳君） 日程第3、報告第1号 令和元年度定期監査報告（第3次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました令和元年度定期監査報告（第3次）について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象は、令和2年1月21日から1月27日までのうち4日間にわたりまして、商工観光課、建設課、上下水道課、農業委員会、農林水産課の5機関を対象に、平山監査委員とともに実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

主な内容につきまして、次のとおり報告いたします。2ページをお開き願います。以下、12月末現在における主な事項についてご説明を申し上げます。最初に、農業委員会について申し上げます。(1)、農地法等に基づく取扱い処理状況であります。耕作目的による権利移動等の処理件数は合計40件となっております。

次の(2)、農業者年金受給状況では、受給者数は合計で133人となっております。

(3)の契約状況は説明を省略させていただきます。

3ページを御覧願います。農林水産課について申し上げます。(1)の農林水産業振興事業補助金交付状況では、合計件数は28件で、補助金額は1億5,235万9,383円であり、交付済み額は1億3,874万8,975円となっております。

(2)、契約状況の①、物品購入・修繕から、次のページの③、工事請負費までにつきましては記載のとおりでございますので、御覧をいただき、説明は省略をさせていただきます。

次の(3)、漁村環境改善総合センター利用状況につきましては、今年度合計で4,406人増加しております。これは、羽幌藤幼稚園の園舎改築に伴う代替施設として4,273人の園児等が使用したことが主な要因であります。当申請は、本町の子育て環境の維持が図られることから、羽幌町漁村環境改善総合センターの設置及び管理に関する条例第8条の規定により全額免除により許可をしております。

5ページを御覧願います。(4)、焼尻めん羊育成管理状況であります。管理頭数は合計498頭で、前年同期と比較し26頭の減となっております。内容は記載のとおりでございます。

次に、6ページをお開き願います。商工観光課について申し上げます。(1)、資金融資利用状況の中小企業特別融資利用状況につきましては、金融機関の融資限度額7億円に対しまして利用件数は合計67件、融資残額は3億2,861万8,000円で、利用率は46.95%となっております。

(2)、契約状況につきましては御覧をいただき、説明は省略をさせていただきます。

7ページを御覧願います。(3)、ハートタウンはぼろ収支状況であります。収入2,636万4,497円、支出2,296万7,742円で、収入額から支出額を差し引いた形式収支は339万6,755円となっております。

次の(4)、焼尻発電所運転保守業務受託事業につきましては、保守業務委託の契約金額は4,693万8,670円であります。なお、営業・配電事業及び諸費用につきましては実績精算額となっており、収入済額の合計は3,834万4,363円あります。

(5)、商工観光振興事業補助金交付状況であります。合計件数は52件で、内訳は労働関係2件、商工関係29件、観光関係21件で補助金額の合計は5,651万2,599円で、交付済額は4,859万4,690円となっております。

8ページをお開き願います。(6)、観光施設等入り込み状況では、昨年度同期と比較し1万8,234人減の16万3,253人となっております。

(7)、観光イベント入り込み状況は記載のとおりでございますので、御覧をいただき、説明は省略をさせていただきます。

9ページを御覧願います。建設課について申し上げます。1、建設港湾事業の(1)、契約状況であります。内容は記載のとおりでございますが、③、工事請負において、土木につきましては昨年度より1億7,927万960円減少し、2億2,878万5,440円となっております。これは、主として羽幌小学校グラウンド整備工事1億3,818万6,000円の減によるものであります。建築におきましては、前年度より3億8,453万5,900円増加し、5億4,906万3,900円となっております。これにつきましては平成30年、31年度の継続事業であります羽幌町武道館建設工事の平成31年度分、2億8,072万6,000円などが増加したことによるものであります。

次の10ページをお開き願います。(2)の道路占用許可状況は、説明を省略させていただきます。

(3)、建築確認申請状況であります。12月末現在の新築及び増築合わせた件数は10件で、現時点におきましては表の右下、増減欄で新築は4件の減、増築は1件の減、合計で5件の減となっております。

11ページを御覧願います。(4)、町道舗装整備状況につきましては、実延長、舗装延長及び舗装率につきましては、前年度と変わりはありません。

(5)、町道除雪計画であります。道路、歩道延長及び除雪委託延長も、前年度からの変更はありません。

12ページをお開き願います。上下水道課について申し上げます。1の上水道事業、(1)、契約状況であります。内容は記載のとおりでございますが、③、工事請負において前年度より8,926万8,720円減少し、6,856万2,480円となっております。これは、平成29年、30年度の継続事業でありました浄水場受配電設備更新工事の完了により平成30年度分、1億1,961万円が減となったことなどによるものであります。

次の13ページ、2の下水道事業、(1)、契約状況の③の工事請負費につきましては、前年度より1,503万5,000円が増加し、3,321万1,400円となっております。これは、オシリウシナイ第1排水区管渠布設替工事が前年度の工事箇所より工事費が増となったことなどによるものであります。

14ページをお開き願います。(2)、水洗便所等改造に関する状況の①、公営住宅及び一般住宅についてであります。表の次に平成14年度から令和元年度までの年度別水洗便所改造戸数を記載しております。前年度と比較しますと44戸減少し46戸で、累計では2,056戸となっております。②、資金あっせん状況では、令和元年度における12月末現在の貸付けは1件、79万円で、累計では36件、貸付金額の総額は2,513万円となっております。次の15ページを御覧願います。③、補助金交付状況であります。各世帯及び集合住宅等の合計件数は14件で、補助金交付額は305万円となって

おります。

次に、3、簡易水道事業の（1）、契約状況につきましては、内容は記載のとおりでございますので、御覧をいただき、説明は省略をさせていただきます。

以上で令和元年度第3次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 令和元年度定期監査報告（第3次）については原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎承認第1号

○議長（森 淳君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認について「令和元年度羽幌町一般会計補正予算」（第5号）、本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました承認第1号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和2年3月10日提出、羽幌町長。

処分理由は、令和元年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。専決処分書であります、令和2年1月16日付による専決処分であります。

次のページの補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,241万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ68億6,338万9,000円とするものであります。

補正の内容をご説明いたします。6ページをお開き願います。2款総務費、企画費において、まちづくり応援寄附金推進事業5,241万円の補正は、まちづくり応援寄附金、いわゆるふるさと納税につきまして増加が見込まれたことから、昨年の12月定例議会に



において関係予算を増額補正させていただいたところではありますが、見込額を大幅に上回る納付があり、返礼品の発注や利用手数料の支払いに支障を来すことから早急に対応が必要なたため増額補正するものであります。なお、財源につきましてはまちづくり応援寄附金並びにまちづくり応援基金繰入金を充てております。

以上が専決処分により補正をした予算の内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第1号について質疑を行います。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） まちづくり応援寄附金の補正ということになっているのですが、まず補正の金額は分かったのですけれども、実際件数ですとか、総額どのぐらいのものが入ったか、結果的に補正金額5,241万円ということで、その内容的なことを教えていただきたいのですけれども。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

ちょっとただいまこの補正、1月の補正時点での数値といいますよりも、今の最新の数値でよろしければ、今件数が7,444件、そして金額にして1億1,530万7,500円というふうになっております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 12月の定例会でも補正を行って、なおかつまた1月に専決処分を行ったと思うのですけれども、まだ年度途中なのですから、ある程度この補正によってこれからもまだ3月末まで対応できるものなのか、その辺の見通しはいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

補正した合計額が一応1億1,550万入るだろうという見込みで補正させていただいたところ、現在ちょうど、若干30万ほど多く入ってはきているのですけれども、30%以内の返礼品と、あと手数料を含めて50%以内ということで、歳出予算は取りあえず間に合うというふうに見ております。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認について「令和元年度羽幌町一般会計補正予算」（第5号）は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第2号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第2号 羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） ただいま上程されました議案第2号 羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容についてご説明いたします。

羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例。

令和2年3月10日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。民法の一部を改正する法律の施行により、法定利率に関する規定が見直しされたことに伴い、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページの改正文を御覧願います。初めに、改正文の中ほどにあります第5条第2号の改正文を御覧ください。1行目の終わりに、「年5パーセントの割合をもつて」を「法定利率をもつて」にとありますが、ここが民法の一部改正に伴うものであります。改正前は、民法で規定しております法定利率であります5%を具体的に規定しておりますが、改正後はこの法定利率が本年4月1日から3%となりますことから、今後は都度民法上の利率が適用できるよう法定利率という語句に改正するものであります。

また、この改正に合わせまして、「よつて」、「あつた」など促音に関する語句や平仮名表記されております語句を漢字表記へ改正しようとするものであります。

それでは、改正文を読み上げます。羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例。

羽幌町奨学基金条例（昭和48年羽幌町条例第9号）の一部を次のように改正する。

本則（第5条第2号を除く。）中「よつて」を「よつて」に、「あつた」を「あつた」に、「失つた」を「失つた」に、「至つた」を「至つた」に、「なつた」を「なつた」に、「怠つた」を「怠つた」に改める。

第5条第2号中「支払わなかつた」を「支払わなかつた」に、「年5パーセントの割合をもつて」を「法定利率をもつて」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第9条第1号中「廃止するにいたつた」を「廃止するに至つた」に改める。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森 淳君） これから議案第2号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第4号

○議長(森 淳君) 日程第6、議案第4号 羽幌町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長(木村和美君) ただいま上程されました議案第4号 羽幌町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和2年3月10日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、勤労青少年ホームに関する規定が廃止されたことから、条文上の根拠法の削除及び利用実態に合わせた関係規定を整備し、改正しようとするものであります。

次のページを御覧ください。羽幌町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例(昭和50年羽幌町条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別紙にて配付しております資料、羽幌町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例新旧対照表を御覧願います。

この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を改正箇所を下線を引いて表示してあります。

改正内容につきましては、第2条の設置の要件について、勤労青少年福祉法の規定に基づきを削り、勤労青少年の福祉を勤労青少年等の福祉に改めるものであります。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第4号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 羽幌町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第5号

○議長(森 淳君) 日程第7、議案第5号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長(鈴木 繁君) ただいま上程されました議案第5号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和2年3月10日提出、羽幌町長。

提案理由でありますけれども、民法の一部改正による法定利率が変更されることに伴いまして、延滞利息の利率を変更するためと字句の修正を行うために改正しようとするものであります。

それでは、改正内容について申し上げます。まず、先ほどの奨学基金条例と同様に本則中の文言の整理を行っておりますので、御覧をいただきまして、説明は省略させていただきますと思います。

次に、別紙にて配付しております資料、羽幌町医師研究資金等貸与条例新旧対照表を御覧願います。

この対照表は左側に現行条文、右側に改正案を記載し、また改正箇所を下線を引いて表示しております。

11条第1項の改正でありますけれども、これが民法の改正によりまして法定利率を改めるものでありまして、先ほどの奨学基金条例と同様に年5%の割合をもつてを法定利率をもって改正をするというものでございます。

以上の説明をもちまして条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第6号

○議長（森 淳君） 日程第8、議案第6号 羽幌町助産師看護師修学資金貸付条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） ただいま上程されました議案第6号 羽幌町助産師看護師修学資金貸付条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和2年3月10日提出、羽幌町長。

提案理由でありますけれども、先ほどと同様民法の一部改正による法定利率の変更に伴いまして改正をするもの、それと平成25年の条例施行以来6年を経過いたしまして、返還免除要件及び返還要件を明確にするために改正をしようとするものであります。

それでは、改正内容について申し上げます。次のページを御覧いただきたいと思っております。まず、この条例につきましても先ほどと同様、字句の修正を本則中の中で行っておりますので、これにつきましては御覧をいただきまして、説明は省略させていただきたいと思います。

続きまして、別紙にて配付しております資料、新旧対照表でございますけれども、これも先ほどと同様左側に現行条文、右側に改正案を記載し、また改正箇所を下線を引いて表示しておりますので、御覧をいただきたいと思っております。

第7条第1項第1号の改正でありますけれども、これは「町内の医療機関」を「学校又は養成所を卒業し資格取得後、遅滞なく町内の医療機関」に改め、「、修学資金」を「引き続き修学資金」に改めるものであります。これにつきましては、学校等を卒業後直ちに

遅滞なく町内の医療機関に就職した方については免除をするという部分を明確化したというものであります。

第8条第2号中の「町内の」を「遅滞なく町内の」に改め、(4)として資格を取得できなかったときを新たに追加します。これも遅滞なく町内の医療機関に就職を新たにされた方ということを確認化したものと、(4)につきましては国家試験資格を取得できなかった場合は返還事由になるということを追加して明確にしたものであります。

次に、第11条第1項の改正は、先ほどと同様民法の改正による法定利率の改正であります。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第6号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 羽幌町助産師看護師修学資金貸付条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第9号

○議長（森 淳君） 日程第9、議案第9号 羽幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） ただいま上程されました議案第9号 羽幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明いたします。

令和2年3月10日提出、羽幌町長。

提案理由でございますが、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、公営住宅法が一部改正され、法定利率に関する規定の見直しに伴いまして、これまでの年5%から年3%になることと併せて本条例で委任をしております法律等の条項の整理及び字句の修正等を行うため、改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。

羽幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

羽幌町営住宅管理条例（平成8年羽幌町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、別途お配りしております新旧対照表のとおりでございますけれども、条文の朗読につきましてはこれまでの説明をもちまして省略をさせていただきます。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第9号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 羽幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第10号

○議長（森 淳君） 日程第10、議案第10号 羽幌町単独住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） ただいま上程されました議案第10号 羽幌町単独住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明いたします。

令和2年3月10日提出、羽幌町長。

提案理由でございますが、先ほどと同様に民法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、法定利率の改正と併せまして、本条例で引用しております省令の条項の整理及び字句の修正を行うため、改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。

羽幌町単独住宅管理条例の一部を改正する条例。

羽幌町単独住宅管理条例（平成22年羽幌町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては記載のとおりでございますが、条文の朗読につきましては省略をさせていただきます。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第10号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 羽幌町単独住宅管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第11号

○議長（森 淳君） 日程第11、議案第11号 羽幌町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長（渡辺博樹君） ただいま上程されました議案第11号 羽幌町下水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

令和2年3月10日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴いまして、従来から市町村の下水道条例の参考としていました標準下水道条例においても成年被後見人等に係る欠格事項に関する規定の整備が行われたことから、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。

羽幌町下水道条例の一部を改正する条例。

羽幌町下水道条例の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容を申し上げます。別紙にて配付しております資料、羽幌町下水道条例新旧対照表を御覧願います。左側が現行条文、右側が改正案となっており、改正箇所につきましては下線を引いております。

まず、1ページの第7条の3は、排水設備指定工事店の指定の基準について規定してお



りますが、初めに第1項各号の漢字で者と表現している箇所を状態を表す言い回しに文言整理しております。

次に、第1項第4号のアにおいて、成年被後見人等に係る欠格要件を削除しております。

第4号のイは、同号の欠格要件のいずれかに該当したことで指定の取消しを受け、その日から2年を経過しない場合についても指定を受けられない旨を規定しておりましたが、条例等の違反や不正行為等により指定を取り消されてから2年を経過しないものに改正するものです。

次に、第4号のエを第5号とし、新たな欠格要件として精神機能障がいにより業務等を適切に行えない者を第4号のエとして追加するものです。

2ページの第7条の8は、排水設備工事責任技術者の資格取消し、または停止について規定しておりますが、第1号の成年被後見人等に係る欠格要件を削除し、精神機能障がいにより職務等を適切に行えないものとする新たな欠格要件を第2号として追加するものがあります。

次に、第7条の8第2項として、責任技術者が精神機能障がいにより適切に業務を行えなくなった場合の届出について新たに規定するものです。

第7条の11についても、同じく指定工事店の代表者または役員が精神機能障がいにより適正に業務を行えなくなった場合の届出規定を追加するものであります。

ただいまの説明をもちまして、改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第11号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 羽幌町下水道条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第14号～議案第20号

○議長（森 淳君） 日程第12、議案第14号 令和元年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）、日程第13、議案第15号 令和元年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補

正予算（第2号）、日程第14、議案第16号 令和元年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議案第17号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、日程第16、議案第18号 令和元年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第17、議案第19号 令和元年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第18、議案第20号 令和元年度羽幌町水道事業会計補正予算（第3号）、以上7件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2億3,703万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ66億2,635万6,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、各事業の完了等による減額補正が主なものでありますが、まず歳出についてその主なものを申し上げます。2款総務費、財産管理費において旅費6万8,000円、工事請負費1,587万2,000円の各減額は、町有施設解体事業の完了によるものであります。

次に、3款民生費、児童福祉費において施設型給付費負担金1,187万9,000円の減額は、実績及び今後の執行見込みによるものであります。

次に、4款衛生費、塵芥処理費において羽幌町外2町村衛生施設組合負担金、2事業会計1,806万円の減額は、同組合における施設整備に係る入札執行や前年度繰越額の確定などによるものであります。

次に、8款土木費、港湾建設費において直轄港湾整備事業負担金1,164万7,000円の減額は、事業の確定によるものであります。

同じく住宅建設費において、工事請負費1,100万1,000円、移転補償費66万8,000円の各減額は、幸町団地建設に係る事業費の確定によるものであります。

次に、9款消防費において北留萌消防組合負担金2,072万5,000円の減額は、同組合における前年度繰越額の確定や執行見込みなどによるものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものを申し上げます。1款町税において固定資産税1,176万5,000円の増額は、新築家屋や償却資産の増加によるものであります。

次に、17款繰入金において財政調整基金繰入金2億58万2,000円の減額は、収支見込みから減額するものであります。

このほか国庫支出金や道支出金、町債などの特定財源につきましては、各事業の確定などによる減額及び増額となっております。

以上で一般会計を終わり、次に国民健康保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,028万5,000円を減額し、予算

の総額を歳入歳出それぞれ8億8,741万5,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で2款保険給付費、一般被保険者療養諸費において負担金補助及び交付金2,033万4,000円の減額は、一般被保険者に係る療養給付費負担金の減額見込みによるものであります。

次に、4款保健事業費、保健活動費においてがん検診委託料28万1,000円の減額は、がん検診受診者数の実績見込みによるものであります。

次に、5款諸支出金において保険給付費等交付金精算還付金33万円の増額は、特定健診、特定保健指導に係る過年度分交付額の確定に伴うものであります。歳入につきましては、額の確定に伴う前年度繰越金を増額したほか、各経費の実績見込みなどにより特定財源及び一般会計繰入金を減額しております。

次に、後期高齢者医療特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ55万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,144万3,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で2款後期高齢者医療広域連合納付金において事業費負担金55万7,000円の減額は、広域連合に対する事務費負担金の変更、決定に伴うものであります。歳入につきましては、一般会計繰入金を減額しております。

次に、介護保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,965万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,909万円とするものであります。

補正をいたします内容を勘定別にご説明申し上げます。保険事業勘定の歳出で2款保険給付費、介護サービス等給付費において役務費7,000円、負担金補助及び交付金2,977万1,000円の増額は、介護サービス利用料等の増加によるものであります。

次に、3款地域支援事業費、介護予防・日常生活支援総合事業費において介護予防事業負担金532万3,000円の減額は、介護予防・生活支援サービス利用者数の減少によるものであります。

次に、6款諸支出金、償還金及び還付加算金において介護保険料還付金14万1,000円の増額は、過年度分介護保険料の還付額増加見込みによるものであります。

次に、サービス事業勘定の歳出1款総務費、事業管理費において社会保険料47万8,000円の減額は、介護相談員の1名欠員によるものであります。

次に、2款事業費、居宅サービス事業においてデイサービスセンター改修工事請負費67万8,000円の減額は、事業完了によるものであります。同じく居宅介護支援事業において介護相談員報酬378万8,000円の減額は、募集していた介護相談員について応募がなかったことによるものであります。

歳入につきましては、事業費の実績見込みなどにより特定財源を増減したほか、一般会計繰入金につきましては勘定ごとに過不足分を増減しております。

次に、下水道事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳

入歳出それぞれ1,428万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億699万2,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で1款総務費、施設管理費において運転管理業務委託料168万9,000円減額は額の確定によるものであります。

次に、2款事業費、下水道建設費において委託料491万5,000円、工事請負費567万8,000円、補償補填及び賠償金200万円の各減額は事業の完了によるものであります。

歳入につきましては、事業費の確定等により国庫補助金及び一般会計繰入金並びに町債を減額しております。

次に、簡易水道事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ99万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,801万円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で1款簡易水道費、水道維持費において旅費5万円、工事請負費94万円の各減額は北海道が発注し、焼尻島で施工されている砂防工事に関し支障となる排水管が発見された場合に実施する布設替工事につきまして対象工事が発生しなかったことによるものであります。

歳入につきましては、消火栓使用料を増額したほか、先ほど申し上げました事業の未実施により一般会計繰入金及び諸収入の工事補償金を減額しております。

続きまして、水道事業会計の補正についてご説明申し上げます。収益的収入及び支出において収入の第1款水道事業収益、第1項営業収益で1,370万円の増額は、給水収益におきまして水道使用料に大幅な増が見込まれることから補正をするもので、予算の総額を2億4,968万2,000円とするものであります。

次に、支出であります。第1款水道事業費用、第1項営業費用で176万7,000円の増額は、使用水量の増加に伴い浄水場やポンプ場など、水道施設における電気料の増見込みによるものであります。また、第2項営業外費用で50万円の増額は、給水収益の増に伴う消費税及び地方消費税の納付額増見込みによるものであり、これらを合わせ予算の総額を2億3,797万円とするものであります。なお、資本的収入及び支出については補正はございません。

以上が今回補正をいたします予算の主な内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、私から内容をご説明申し上げます。

議案集（別冊）の一般会計5ページをお開き願います。第2表、繰越明許費であります。地籍調査事業につきまして国の補正予算を活用し、事業を前倒しして実施するものであります。なお、本事業に係る予算につきましては、本年度の執行残額で対応するため、

増額補正等につきましては行っておりません。

21ページをお開き願います。1款議会費において議員期末手当73万8,000円、議員共済組合負担金79万7,000円の各減額は議員の改選などによるものであります。

次に、2款総務費、一般管理費において事務用機器購入費70万3,000円の減額は、電算機器などの購入実績によるものであります。

22ページをお開き願います。文書広報費において印刷製本費61万2,000円の減額は、町広報誌発行に係る執行見込みによるものであります。

23ページを御覧ください。企画費においてまちづくり事業基金積立金175万1,000円の増額は、ハートタウンはぼろの収支見込みによる余剰金の積立てであります。離島魅力発信事業28万8,000円、企業等連携事業37万8,000円、まち・ひと・しごと創生事業12万9,000円、民間賃貸集合住宅建設促進事業800万円、地域魅力PR事業11万1,000円の各減額は事業の完了や執行見込みによるものであります。都市間交流事業につきましては、道補助金が採択されたことから財源更正を行っております。

24ページをお開き願います。自治振興費において地方バス路線維持費補助金162万4,000円、離島航路欠損補助金256万9,000円の各減額は、それぞれ補助対象となる欠損額が減少したことによるものであります。

同じく電気受託事業費において車庫改修工事請負費370万5,000円の減額は、当該改修工事について未実施となったことによるものであります。

25ページを御覧ください。戸籍住民基本台帳費において通知カード・個人番号カード事務委任事業交付金24万5,000円の増額は、いわゆるマイナンバーカードの発行枚数の増加見込みによるものであります。

同じく北海道知事・議会議員選挙費において需用費28万3,000円の減額は、事業費の確定によるものであります。

26ページをお開き願います。羽幌町議会議員選挙費において総額122万8,000円の減額は、事業費の確定に伴い関係費用を減額するものであります。

27ページを御覧ください。参議院議員通常選挙費において総額130万7,000円の減額は、事業費の確定に伴い関係費用を減額するものであります。

28ページをお開き願います。3款民生費、社会福祉費において国民健康保険事業特別会計繰出金35万円の減額は、繰り出し対象事業費の減によるものであり、障がい児通所給付費204万1,000円の増額は、利用増によるものであります。臨時保育士賃金99万8,000円の減額は、子ども発達支援センターへ臨時保育士3名の配置を予定しておりましたが、2名にとどまったことから1名分を減額するものであります。

同じく介護福祉費において老人福祉施設措置費262万2,000円の減額は、老人福祉施設入所者数の減によるものであり、介護保険事業特別会計繰出金287万5,000円の減額は、繰り出し対象事業費の減によるものであります。介護サービス基盤整備事業

補助金201万8,000円の減額は、補助対象者数の確定によるものであります。

29ページを御覧ください。後期高齢者医療費において後期高齢者医療特別会計繰出金55万7,000円の減額は、広域連合に対する事務費負担金の減額によるものであります。

同じく児童福祉費において愛ランド・サフォーク「夢のフトン」作成業務委託料27万3,000円の減額は、作成必要量の減によるものであり、保育士修学資金貸付金72万円の減額は、貸付実施者数が予定数を下回ったことによるものであります。

30ページをお開き願います。児童措置費において児童手当給付事業64万5,000円の減額は、支給区分により一部増減はありますが、給付対象児童総数の減によるものであります。

31ページを御覧ください。4款衛生費、保健衛生費において離島歯科診療医師報償費118万1,000円の減額は、従事する歯科医師及び技工士数の減によるものであり、除雪委託料23万8,000円の減額は、入札執行によるものであります。医師研究資金等貸付金950万円、助産師看護師修学資金150万円の各減額は、ともに貸付者数が見込み数を下回ったことによるものであり、助産師看護師修学基金積立金33万円の増額は、修学資金返還者数の増によるものであります。

32ページをお開き願います。健康センター運営費において予防接種委託料230万円、がん検診委託料85万8,000円、妊婦・乳幼児健康診査扶助費90万円、任意予防接種扶助費70万円の各減額は、それぞれ執行見込みによるものであります。システム改修業務委託料71万5,000円の増額は、マイナンバー制度を活用した個人の健康情報履歴を一元的に確認できる仕組みを構築するため健康管理システムを改修するものであり、当該費用の3分の2が国庫補助金で賄われるものであります。がん検診等推進事業につきましては国庫補助金が採択されたことから、財源更正を行っております。

同じく環境衛生費において簡易水道事業特別会計繰出金5万8,000円の減額は、繰り出し対象経費の減によるものであります。

33ページを御覧ください。塵芥処理費においてし尿処理事業335万5,000円の減額は、し尿前処理施設に係る管理運営経費の執行見込み等により各費用を減額するものであります。

34ページをお開き願います。6款農林水産業費、農業振興費において機構集積協力金50万円、農業後継者対策事業補助金119万9,000円、農業振興対策事業補助金49万2,000円の各減額は、事業の完了などによるものであります。

35ページを御覧ください。畜産業費において焼尻めん羊牧場管理運営事業160万6,000円の減額は、今後の執行見込み及び入札執行によるものであります。めん羊飼養者育成事業で特別旅費83万1,000円の減額は、事業実施回数の減によるものであります。地域おこし協力隊事業271万4,000円の減額は、焼尻めん羊牧場に配置した協力隊員が退職したことから各費用を減額するものであります。

36ページをお開き願います。農地費において基幹水利施設管理業務委託料233万円の減額は、一部設備の更新について国の事業に変更となったことによるものであり、車両購入費27万2,000円の減額は、入札執行によるものであります。

同じく水産業振興費において離島活性化事業補助金116万6,000円の増額は、漁獲物などの輸送料の増加見込みによるものであります。

37ページを御覧ください。7款商工費、商工振興費においてハートタウンはぼろ運営事業35万3,000円、ハートタウンはぼろ施設管理事業102万6,000円の各減額は、運営経費の執行見込みや改修等の完了などにより各経費を減額するものであります。中小企業振興資金利子補給金120万3,000円、企業振興促進補助金493万4,000円、商工会補助金193万5,000円、雇用促進助成金144万円、創業支援事業補助金78万6,000円、企業従業員住宅建設促進事業補助金500万円の各減額は、それぞれ執行見込みによるものであります。

38ページをお開き願います。観光費においてサンセットビーチ運営事業52万円、観光施設整備工事請負費26万8,000円、観光協会支部事業補助金80万5,000円の各減額は、事業完了によるものであります。地域おこし協力隊起業支援補助金100万円の減額は、活用見込みがないことから減額するものであります。バラ園運営事業31万7,000円、朝日公園運営事業116万8,000円、はぼろ甘エビまつり事業補助金447万円の各減額は、事業完了によるものであります。また、サンセットビーチ施設管理事業、離島観光振興事業及び観光誘客推進事業につきましては道補助金が採択されたことから財源更正を行っております。

39ページを御覧ください。8款土木費、道路橋梁費において橋梁長寿命化事業246万9,000円の減額、同じく道路維持費において道路維持管理事業152万2,000円の減額につきましては、それぞれ事業完了によるものであります。

40ページをお開き願います。道路新設改良費において道路新設改良事業359万円の減額、同じく河川管理費において河川施設管理事業213万4,000円の減額につきましてもそれぞれ事業完了によるものであります。

41ページを御覧ください。都市計画管理費において下水道事業特別会計繰出金947万3,000円の減額は、繰り出し対象事業費の減少によるものであります。

42ページをお開き願います。住宅管理費において工事請負費245万9,000円の減額は、各工事の完了によるものであります。また、公営住宅運営事業につきましては国庫補助金が減額決定となりましたことから財源更正を行っております。

43ページを御覧ください。10款教育費、事務局費において教員住宅整備工事請負費705万円の減額は、羽幌小学校及び羽幌中学校の各教頭住宅建設工事の完了によるものであります。また、教員住宅運営事業につきましては、教員住宅貸付料の減収見込みから外国青年招致事業につきましては市町村振興協会交付金の対象となりますことから財源更正を行っております。

44ページをお開き願います。教育総務費、教育振興費において羽幌高等学校教育振興会事業補助金317万4,000円の減額は、バス通学者の減などによるものであり、教育支援員報酬115万6,000円の減額は、羽幌小学校に配置していた教育支援員1名が退職したことによるものであります。

同じく小学校費、学校管理費につきましては校舎窓ガラス補修に係る経費について災害共済金が交付されたことから財源更正を行っております。

45ページを御覧ください。中学校費、学校管理費において中体連参加補助金142万4,000円の減額は参加実績によるものであります。

同じく高等学校費、教育振興費において臨時職員賃金60万円の減額は、執行見込みによるものであり、設計委託料178万2,000円の減額は、事業完了によるものであります。

46ページをお開き願います。社会教育費において姉妹都市・友好町村交流事業補助金40万8,000円、文化事業開催補助金34万8,000円、郷土芸能補助金51万7,000円の各減額は、それぞれ事業完了によるものであります。

同じく体育振興費においてスポーツ振興補助金47万6,000円の減額につきましては、事業完了によるものであります。

47ページを御覧ください。体育施設費においてスポーツ施設管理賃金159万円、公園施設整備工事請負費563万2,000円の各減額につきましても事業完了によるものであります。

次に、13款諸支出金、職員給与費において職員人件費702万6,000円の減額は、実績及び執行見込みにより各経費を減額するものであります。

次の48ページ、49ページにつきましては、給与費明細書の状況であります。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

以上が一般会計の補正内容であります。国民健康保険事業特別会計など各特別会計並びに水道事業会計の補正内容につきましては町長からの提案理由の説明をもちまして説明は省略をさせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債ほか一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

暫時休憩します。



休憩 午前11時13分

再開 午前11時21分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第14号 令和元年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）について歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債一括して質疑を行います。

10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） 今回の補正の中で、特に工事請負費の減額が何件もございました、そういう中で総務費の町有施設解体工事請負費のマイナス1,587万2,000円という事業費が6,000万円ほどのところにこれだけの誤差が出ていると。それから、公営住宅の建設事業の工事請負費も1,166万9,000円マイナス、それから教員住宅の建設請負費も705万円減額になっているというかなりの減額補正なのですが、そこら辺の見積りの取り方というか、実際にこれだけの誤差が出たその理由をお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 建設課長、飯作昌巳君。

○建設課長（飯作昌巳君） 答えいたします。

ただいまそれぞれ施設ですとか建物によって所管が違いますので、一概という部分ではないところもございますけれども、例えば建設工事、あるいは土木工事等々に関しましては、町といたしましては設定されている単価に基づきまして積算をしておりますので、その金額で予算をつきさせていただいておりますけれども、入札等々によりまして執行残が生じた部分で今回減額というものが大きな要因かと思っております。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） 今の説明でいきますと、見積りの中で道の単価を使って出しているということなのですが、そういうことになるとこの3つ合わせただけでも3,000万円ほどの減額ということで、来年度予算もやはり公営住宅なりなんなり、全ての建物関係のそういう請負費に関しては同じような見積りの考え方でいくということでしょうか。

○議長（森 淳君） 建設課長、飯作昌巳君。

○建設課長（飯作昌巳君） 基本的には同じような考え方で進むのかなと思っております。

あと、ちょっと先ほど申し忘れましたが、減額になった要因としましては先ほど言ったように入札等による執行残ということもございますが、交付金を活用している事業に関しましては、交付金の採択状況によりまして町の持ち出しも変わるという部分もございますので、少なからずそういった要因も含んでいるのかなと思っております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 補正予算の一般会計、29ページなのですが、これ民生費になると思いますが、2つほど負担金補助及び交付金が後期高齢者の1,179万9,000円、この減額要因と、それから次の下にある委託料、子育て支援対策事業、これも負担金だと

と思いますが、1, 187万9, 000円、この主な要因をちょっと詳しく教えていただけますか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時28分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁調整に時間がかかりますので、答弁調い次第、答弁を求めることにしたいと思います。これにご異議ないですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） まず、総務費の23ページ、民間賃貸集合住宅建設促進事業、これが当初の予算1,600万でありましたけれども、半分が執行できなかったということです。

それともう一つ、商工費の中の企業従業員住宅建設促進事業、37ページ、この部分も500万、これは予算が500万で円も執行になっていないということであります。町全体の状況を鑑みて、どういう予算が町民が望んで、どんな予算を立てたら執行がスムーズにいくか、あるいはその予算が全て執行されることによって町の経済の発展が見込めるということになりますので、この予算を立てる時点からしっかりと計画見込みを立ててやらなければこういう状況になると、町全体の活性化も見込めなくなりますので、この辺は十分役場側として反省をして、次年度の予算にいい方向に向かうようにやっていただきたいと思います。

私も6月、それから12月にリフォーム補助をしていただきたいということで2度一般質問をさせていただきました。リフォームについては、建築関係の皆さん、それから町民の個々にリフォームをしたいのだという方も随分望んでおりました。この辺のところも役場側としてはしっかりと町民の思いを考えて町の発展につながるような予算を立てていかなければこういう結果になりますので、一つ十分今後考えて、予算を立てる段階において十分各課で検討しながらやっていただきたいと強く思います。

以上です。

○議長（森 淳君） 前段の理由について答弁もらって……

○5番（工藤正幸君） どんな内容であったのか教えていただきたい。

それから、役場の課ごとにこういう形のものを執行できるように、あるいは建設関係の方とか、一般町民のとか、こんな形で町の発展のために予算を立てたので、何とかこれを利用していただけないかみたいな、そういう形のこともやっていたのかどうか、その辺もちょっと一緒に答弁いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時32分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） 最初に、23ページのほうの民間賃貸集合住宅建設促進事業のほうにつきましてお答えいたします。

当初1,600万補助金を予算計上させていただいておりましたが、年度中にまず2棟8戸でちょうど1,600万の申請がございました。申請いただいた後にやっぱり1棟4戸に減らすということで、そういう状況でありました。

今、次新年度予算なのですけれども、一応そういった実態を見まして800万で計上させていただいて、予算要求したいなというふうに考えているところであります。なお、この建設補助事業なのですけれども、令和2年度いっぱい一旦切れます。それで、先月町内の建築業者、あとアパートの経営者、それと入居者に対しましてアンケートを配りました。現在、回収している最中でございます。

以上です。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

37ページの企業従業員住宅建設促進事業ということで、当初より2軒分の予定として500万ということで計上させていただいております。これは平成30年から始めているもので、今まで実績1軒しかございませんが、取りあえず2軒分対応できるような予算措置ということで今年度は予算措置をさせていただいておりますが、この時期というか、もう12月ぐらいまで申請等を待っていましたけれども、申請がないということで今回は落とすような格好にはなっております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） もう少しこの年度内のうちに、年度の前半といいますか、その辺の段階で例えば今清水課長がおっしゃったようなアンケートなり、そういう実際の関係する機関と話合いの場をもっと早く持っていただければよかったかなと思います。

今の高橋課長の部分でも同じだと思うので、そういう部分でもうちょっと足を使ってやることも大事だと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 29ページ、3款民生費の「夢のフトン」等プレゼント事業の27万3,000円の減額についてお伺いします。

当初から行っている、何年も行っている事業なのですけれども、見込みと発注の数が減ったということで、腐るものでもないですし、ある程度在庫で持っていてもいいのかなというふうには思っていたのですけれども、現在何名に提供して、当初何名分予想で作る予定だったのか、この27万3,000円で何個作らなくてよくなったのか、見込みと実績と、その辺を教えてください。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） 答えいたします。

当初の予算では40組ほど作る予定でありましたが、31年度新生児が現段階で32名ということで、前年度分の在庫等も調整しながら今回30組の作成を実施しております。あと、配付した回数については、今年度は26組に対しての提供をしているところであります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 今の説明ですと32名生まれたけれども、実績としては26人の方が受け取ったということでいいのでしょうか。一応確認なのですけれども、32人の子供が生まれて、プレゼントしようと思ったのですけれども、実際受け取ろうと思う方が26人ということでよろしいでしょうか。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） 26名の世帯に配付しているので間違いありません。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 逆に言いますと、6世帯の方が今回はいいですと、いろんな事情があっただと思うのですけれども、拒否とか辞退されたというふうに考えています。この事業も毎回私も含めていろいろな議員がこの事業に対する効果ですとか、違う案はどうですかとか、いろんなことを提案してきた中で、この6組が辞退されたということは、この事業自体のこともしっかりともう一度考える時期に来たのではないかなというふうに思っています。きっと予算の中でもまたかなりの数、今在庫はちなみに幾つあるのでしょうか。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） 答えします。

今在庫につきましては、各年度の残とかを含めまして現在10組ほどの残が残っております。

先ほどの断られる方の事業ということで、考え直したほうがいいのではないかという意見がありましたが、断られる方がやっぱり第2子、第3子の方が多く、一度もらっているということで再利用をする方が多く見られるということで、令和2年度からにつきましては布団のほかにブランケットと呼ばれる、いろんな用途に活用できると思うのですけれども、おむつを取り替えたり、膝かけになったりとかというものを今選択肢に含めようということで考えているところであります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 第2子、第3子についても、私も以前からチョイス制がいいですとか、そういう形での質問ですとか、提案をしてきたと思っています。新年度については、10組はまずあるわけで、それ以外の例えば前年でいけば残り30以内の予算の措置になってくるのかなというふうに思いますけれども、ぜひ有意義な、せっかく行っている事業ですので、より受け取る方がいいような事業に少しずつ並行していただければなというふうに思いますけれども、その辺最後いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしました。令和2年度よりブランケットという選択肢も増やしまして、2人目以降の方についてはブランケットも選択肢といたしまして事業を展開していきながら、今後どのようなものもいいかも含めて検討をしていきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時41分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎答弁保留の件

○議長（森 淳君） 先ほど8番の逢坂照雄君の質問に対して答弁が調いましたので、答弁を求めることにしたいと思います。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） 失礼いたしました。お答えいたします。

まず初めに、広域連合に関する療養給付費負担金の減額につきましては、後期高齢者の医療費が高額とか、かかる見込みも関係をいたしまして、予算額として1億2,200万円ほどを予算計上しておりましたが、今回皆さんの医療費が少なかったというか、減額になりまして1億1,000万円ほどの見込みとなることから1,124万2,000円を減額するものであります。

あともう一つの子育て支援事業の施設給付費に関しましては、予算計上時期が1年前というか、10月、11月頃ということで、各幼稚園、保育園の利用者の人数に反映するものであります。予算作成時には予算が不足しないようにある程度利用がかなりいっぱいといいますか、見込んだ状況で予算を計上しておりますので、今年度実績に基づいて1,100万円ほど減額するものであります。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） まず、その後期高齢者の広域連合事業について、利用された方、

医療費が減額も含めて少なかったということで1, 179万9, 000円を減額したということで、当初の予算が大きいから、そのぐらいの開きはあるのかなというふうに私も感じております。

それで、下のほうの先ほど子育て支援、これについては、これもそういうような利用人数によっては多少大きな差が出てくるのかなと思います。

それで、ちょっと確認なのですけれども、この負担金、医療の負担金、今年の予算額ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

下の子育て支援の施設給付費につきましては、今年度の予算は1億4, 471万3, 000円に対しまして、決算見込みというか、実績見込みで1億3, 283万4, 000円になることから今回1, 100万円ほどの減額をするものであります。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 分かりました。これ今補正予算でございますので、これは納得しました。

それで、引き続きよろしいでしょうか。

○議長（森 淳君） はい。

○8番（逢坂照雄君） 28ページの民生費の中の1目社会福祉費の中で7節の賃金、先ほど説明の中では臨時保育士が3名の予定のところ2名だったということで、この募集をされたのか、そして募集したけれども、これは来なかったのか。

あともう一点、45ページの教育費、4項高等学校費の2目教育振興費の13節委託料で賃金60万円の減額になっています。これも例えば臨時職員が採用されなかったのか、それとも採用したけれども、これだけ60万余ったのか、その辺ちょっと2点お願いします。

○議長（森 淳君） 課がまたがる場合には一度に言わないで、それぞれやり取りして、次のところでまた挙手して次のほうにいただければスムーズに行くと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、前段のほうから、健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えいたします。

子ども発達支援事業の臨時保育士の賃金の減額の補正でありますけれども、これは募集

をいたしましたけれども、1名分人数が届かなかったということでの減額ということでもあります。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 先ほども言いましたが、45ページの委託料なのですが、教育振興費の委託料ですが、7節の賃金、これ臨時職員賃金ということで、見込みとして60万円の減額をされています。これは内容的には採用したけれども、余ったのかなというふうには私は感じていますが、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えいたします。

この賃金につきましては、長期雇用をする方ではなくて、天売高校の活性化事業に必要な単発的な、多忙な時期に雇う短時間の賃金なのですが、事業をやっている中で特にそういう短期間で雇用をする必要性がなかったということで採用はしておりません。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 令和元年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和元年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 令和元年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和元年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 令和元年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和元年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 令和元年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和元年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 令和元年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和元年度羽幌町水道事業会計補正予算(第3号)について収益的収入及び支出一括して質疑を行います。

7番、小寺光一君。

○7番(小寺光一君) 先ほど水道使用料が1,370万ですか、増収になったということで説明があったのですけれども、これの主な原因、結構大きいと思うのです。収入で1,370万という金額は大きいと思うのですけれども、その内訳ですとか、その増収の原因ですとか、その辺詳しく教えていただけますか。

○議長(森 淳君) 上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長(渡辺博樹君) お答えします。

今回の補正の主な理由ですけれども、営業用でまずは新規事業の開始による大型な増がありましたのと、あと工業用の使用料で事業量の増加等によりまして、当初予算額を上回る見込みとなったものから増額することになったことです。

○議長(森 淳君) 7番、小寺光一君。

○7番(小寺光一君) そうしたら、この1,370万の内訳的には新規のもの、あと工業用の使用料が増加したという解釈ですか。結構大きいので、町にとってはいいことなのではないかなというふうに思ったのですけれども、分かりました。

質問になっていないのですけれども、すみません。

○議長(森 淳君) 町長から答弁を求められましたので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員の質問の中に内訳という言葉もございましたので、あらあらでございますが、主な理由といたしましては、町内にある事業所の水道使用料が想定を上回る事となったためであり、ほかにも増えている事業所はありますが、収入が増えた要因といたしましては以上のとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午前 11 時 56 分

○議長（森 淳君） 昼食のため休憩します。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 10 分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。  
これから議案第 20 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号 令和元年度羽幌町水道事業会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 号、議案第 3 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 12 号

議案第 13 号、議案第 21 号～議案第 28 号

○議長（森 淳君） 日程第 19、議案第 1 号 羽幌町防災会議条例の一部を改正する条例、日程第 20、議案第 3 号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第 21、議案第 7 号 羽幌町保育士修学資金貸付条例の一部を改正す

る条例、日程第22、議案第8号 羽幌町保育士修学基金条例の一部を改正する条例、日程第23、議案第12号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例、日程第24、議案第13号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例、日程第25、議案第21号 令和2年度羽幌町一般会計予算、日程第26、議案第22号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、日程第27、議案第23号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第28、議案第24号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、日程第29、議案第25号 令和2年度羽幌町下水道事業特別会計予算、日程第30、議案第26号 令和2年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算、日程第31、議案第27号 令和2年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、日程第32、議案第28号 令和2年度羽幌町水道事業会計予算、以上14件を一括議題とします。

これから各議案の提案理由の説明を求めます。

日程第19、議案第1号 羽幌町防災会議条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました議案第1号 羽幌町防災会議条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和2年3月10日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。羽幌町防災会議の所掌事務を効果的に遂行するため、条例第3条第6項に規定する委員の定数を増員し、新たに委員を選任できるようにするほか、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

それでは、改正内容の説明を申し上げますので、お配りしております新旧対照表を御覧ください。左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示しております。

1ページ目、第3条ですが、現行の第6項における委員の定数を「18人」から「20人」に改正するものであります。なお、今回の定数の改正に合わせて、新旧対照表の1ページから2ページにかけて、第1条から第5条の一部で漢字を平仮名表記にするなど文言の整理も行っておりますので、御覧いただき説明は省略させていただきます。

以上が改正内容の説明であります。なお、改正文の朗読はただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 日程第20、議案第3号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

社会教育課長、井上顕君。

○社会教育課長（井上 顕君） ただいま上程されました羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げ

げます。

令和2年3月10日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、羽幌町総合体育館に武道場及び多目的室を増設することに伴い、本条例における規定の整備を行うため、改正するとともに、併せて羽幌町武道館設置条例を廃止しようとするものであります。

次のページを御覧願います。

羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例（昭和47年羽幌町条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別紙にて配付しております資料、羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表は、左欄に現行を、右欄に改正案を、改正箇所には下線を引いております。

初めに、今般の改正は提案理由でも申し上げましたとおり、羽幌町総合体育館に渡り廊下でつなぐ形で建築しておりました新たな武道場及び多目的室が先般2月28日に工事完成となり、請負業者より町へ引渡しとなりました。新たな武道場及び多目的室につきましては、4月上旬の開設に向け準備を進めております。なお、開設後の管理運営につきましては、総合体育館の管理に関する協定の変更により、現指定管理者であります羽幌町体育協会に担っていただく予定であります。つきましては、これらに関わります規定の整備を行うため、今般関係例規の改正と併せて現武道館の設置条例の廃止についてもご提案を申し上げます。

それでは、内容の説明をいたします。第1条の目的ですが、新たな武道場及び多目的室が総合体育館に増設されましたので、これまで総合体育館には位置づけられていない鍛錬をこの制定目的に加えるものであります。

第2条の名称及び位置ですが、増設部分に係る地番、1812番地の内を位置に加えるものであります。

次に、別表第7条関係ですが、第7条は総合体育館の使用料を規定している条文で、使用者は別表に掲げる使用料を納付しなければならないものとなっております。新たな武道場及び多目的室に係る使用区分、単位、使用料を定めるものであります。

次のページ以降を御覧願います。下段にあります武道場では、全てを使用する専用使用と2分の1の使用面積に区分し、さらに入場料が無料の場合と有料の場合に区分しております。想定されます使用形態はいずれも共通の考え方でありまして、武道、スポーツ等の大会、研修会、練習、講習等に使用するものであります。使用料につきましては1時間の単位とし、専用使用で入場料無料の場合は660円、有料の場合は1,760円、使用面積が2分の1の場合で、入場料無料の場合は330円、有料の場合は880円となります。

次に、多目的室では想定されます使用形態が会議、集会、練習、講習、控室、更衣室等に使用するものであり、使用料につきましては1時間の単位とし、440円となります。

最後の備考の改正では、これまで総合体育館のアリーナの使用で専用使用以外の場合、町外の団体については使用料金の50%増しとさせていただいておりますが、今般の武道場につきましても同様の考え方で、専用使用以外の場合町外の団体等の使用については50%増しとしたいと改めるものでございます。なお、新たな武道場及び多目的室の使用料の単価設定につきましては、現総合体育館におけるアリーナ及び会議室、研修室の面積当たりの使用料単価を武道場及び多目的室の面積に乘じ算出したものであり、それぞれの整合性を図るためこのように設定したものであります。

以上が今般の改正内容でありまして、ただいまの説明をもちまして、改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則1、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2、羽幌町武道館設置条例（昭和52年羽幌町条例第1号）は、廃止する。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 日程第21、議案第7号 羽幌町保育士修学資金貸付条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました議案第7号 羽幌町保育士修学資金貸付条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について説明申し上げます。

令和2年3月10日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、民法の一部を改正する法律の施行により法定利率に関する規定が見直されたことに伴い、本条例における規定の整備を行うほか、修学資金の貸付対象者及び返還免除要件の拡充を図るため、資格要件等の定義である保育士に幼稚園教諭を加え、それに伴い有資格者の人員が不足している幼稚園も返還免除となる施設に加え、返還免除の要件に居住条件を追加し、町内の教育、保育施設の充実を図るため、本条例における規定の整備を行うものであります。

次のページを御覧願います。

羽幌町保育士修学資金貸付条例の一部を改正する条例。

羽幌町保育士修学資金貸付条例の一部を改正する条例（平成29年羽幌町条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町保育士修学資金貸付条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表は、左側に現行条例を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示しております。

まず初めに、資格要件に幼稚園教諭を追加することにより、題名を羽幌町保育士修学資金貸付条例から羽幌町保育士等修学資金貸付条例に改めるものであります。

それに伴い、第1条の目的である保育士を保育士等に改め、同じく第2条第1号の定義である保育士を保育士等に改め、教育職員免許法第2条第1項に規定する幼稚園教諭を追

加するものであります。

次に、返還免除となる勤務先を加えるため、第2条第3号に、ウ、学校教育法第1条に規定する幼稚園を追加するものであります。

次に、2ページの貸付対象者の規定である第3条中返還猶予の規定である第9条第2項中の保育士についても定義の変更に伴い保育士等に改めるものであります。

次に、3ページの返還免除の規定である第10条第1項第1号中の保育士についても定義の変更に伴い保育士等に改め、町内に住所を有する旨の規定を追加するものであり、同条第2項におかれましても同様の改正をするものであります。

次に、4ページの延滞利息に関する規定である第11条第1項の改正は、民法の改正により法定利率についての改正であります。従来年5%の割合をもつてを法定利率をもつてに改正するものであります。

そのほかの第3条、第5条第2項、第6条第3項、第9条第2項、第10条第1項第1号及び第3号、第10条第2項、第11条第1項及び第2項につきましては、字句の修正であります。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 日程第22、議案第8号 羽幌町保育士修学基金条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました議案第8号 羽幌町保育士修学基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について説明申し上げます。

令和2年3月10日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、資格要件等に幼稚園教諭を加え、羽幌町保育士修学資金貸付条例の一部を改正したことに伴い、資金貸付けの財源となる本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページを御覧願います。

羽幌町保育士修学基金条例の一部を改正する条例。

羽幌町保育士修学基金条例の一部を改正する条例（平成29年羽幌町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町保育士修学基金条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示してあります。

改正内容ですが、羽幌町保育士修学貸付対象者であり、将来町内の保育所等に勤務しようとする者の保育士に幼稚園教諭を追加するなど、羽幌町保育士修学資金貸付条例の一部を改正したことに伴い、本条例の題名を羽幌町保育士修学基金条例から羽幌町保育士等修

学基金条例に改正し、第1条中の保育士としてを保育士又は幼稚園教諭としてに、羽幌町保育士修学基金を羽幌町保育士等修学基金に改めるものであります。

ただいまの説明をもちまして、条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 日程第23、議案第12号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長（渡辺博樹君） ただいま上程されました議案第12号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

令和2年3月10日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、水洗化のさらなる普及向上を図るため、補助対象となる期間を1年間延長するため、改正しようとするものでございます。

それでは、改正条文を朗読いたします。

羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例。

羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則、この条例は、令和2年3月31日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 日程第24、議案第13号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長（渡辺博樹君） ただいま上程されました議案第13号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

令和2年3月10日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、水洗化のさらなる普及向上を目指し、無利子貸付期間を1年間延長するため、改正しようとするものでございます。

それでは、改正条文を朗読いたします。

羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例。

羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則、この条例は、令和2年3月31日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 次に、日程第25、議案第21号、日程第26、議案第22号、

日程第27、議案第23号、日程第28、議案第24号、日程第29、議案第25号、日程第30、議案第26号、日程第31、議案第27号、日程第32、議案第28号の各会計予算について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました令和2年度各会計予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

我が国の経済状況は、内閣府の月例経済報告によると景気は輸出が引き続き弱含む中で、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復しているとされ、先行きについては当面弱さが残るものの、雇用、所得環境の改善が続く中で各種施策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されると報じる一方、海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要があるとし、依然として不透明な状況にあります。このような情勢の中、国の令和2年度予算につきましては、昨年12月20日に閣議決定され、1月20日、国会に提出されたところであります。その予算編成に当たり基本的な考えとして、成長と分配の好循環の拡大に向け、企業収益を拡大しつつ、賃上げの流れを継続して消費の拡大を図るとともに、外需の取り込みを進めるとされております。さらに、少子高齢化に真っ正面から立ち向かい、若者も高齢者も、女性や障がい者、難病のある方も皆が生きがいを持ち、活躍できる一億総活躍社会の実現に取り組み、人づくり革命及び働き方改革のための対策を推進しつつ、全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革を進めるとされております。

一方、地方財政ベースでの予算規模は9兆7,400億円で、前年度対比1兆1,470億円、1.3%の増加となっており、地方交付税は1兆5,882億円で、前年度対比4,073億円、2.5%の増加、地方交付税の振替措置として臨時財政対策債は3兆1,398億円で、前年度対比1,170億円、3.6%の減少、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は1兆9,280億円で、前年度対比2,903億円、1.5%の増加となっております。また、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税、臨時財政対策債及び地方譲与税等の一般財源総額は6兆3,318億円となり、前年度比7,246億円、1.2%の増加となっております。このような国の動向も踏まえ、本町の予算編成に当たりましては、まちづくりの指針である羽幌町総合振興計画を基本とし、地方創生に向けた羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略や公共施設マネジメント計画などに基づき行ったものであります。

まず、歳入であります。主要な財源である地方交付税については、国の動向を的確に把握し見込むこととし、自主財源である町税は、経済状況を見極めながら、徴収率の向上と適正な滞納対策に努め、確実な収入を見込むものであります。また、町債の借入れにつきましては、交付税措置のある起債を優先し、事業内容に応じて借入れの判断を慎重に行ったところであります。さらに、基金の繰入れにつきましては、一般会計では事業目的に応じて特定目的基金を繰り入れるほか、財源不足につきましては財政調整基金の繰入れを



行っており、特別会計では制度に基づき繰入れを行っております。

次に、歳出であります。経常費についてはマイナスシーリングも実施しつつ、一定の予算枠を各課に配分し、その範囲内で予算編成する枠配分方式を、臨時費については各課が事業予算を要求し、その必要性や緊急性、金額などの審査、査定を経て予算編成する積み上げ方式を継続し、次の方針に基づき予算編成をいたしました。1点目は、徹底した行財政改革であり、成果が上がっていない事業や必要性が低下した事業については事業全体を検証し、新たな町民ニーズに応える新規事業を実施していくため、廃止や縮小、凍結などを図り、新に必要な事業の取捨選択を徹底することです。2点目は、公共施設マネジメントの推進であり、インフラ資産や公共施設に係る維持管理費について、ライフサイクルコストを考慮した効率的な管理により施設の長寿命化を図るとともに、緊急性や必要性、優先度を見極め、適切に予算反映させることです。3点目は、政策的事業の推進であり、既存事業の縮小や廃止による財源確保を図り、その財源の範囲内で政策的な事業を積極的に推進するものです。4点目は、住民ニーズへの対応であり、様々な場面を通じた町民の声を反映し、町民生活で発生する新たな行政需要に対応するため、要望内容の的確な把握に努め、事業実施による効果や必要性を十分検討した上で予算に反映させるものです。5点目は、予算編成過程の積極的な公表であり、予算の透明性の確保を図るため、限られた財源をいかに効率よく効果的な事業に配分したのか、事業の選択と優先順位づけをどのように行ったのか、分かりやすく公表するものです。

これらの点を考慮しながら編成いたしました各会計予算の概要についてご説明申し上げます。予算の状況であります。一般会計67億9,700万円とし、6つの特別会計を合わせた総額は92億9,700万円で、対前年度対比900万円、0.1%の増加となっております。

次に、一般会計における歳入予算の主な状況であります。地方交付税は29億6,184万2,000円、前年度対比794万8,000円、0.3%の増加を見込み、国庫支出金は定住促進住宅整備事業の実施などにより4億4,625万円、前年度対比2,766万2,000円、6.6%の増加を見込んでおります。繰入金は減債基金繰入金の皆減などにより5億5,483万9,000円、前年度対比1億1,273万4,000円、16.9%の減少となっております。

歳出予算の状況につきましては、経常費は総額47億6,459万5,000円、前年度対比8,276万8,000円、1.7%の減少で、臨時費では総額20億3,240万5,000円、前年度対比1億4,876万8,000円、7.9%の増加となっており、合計では6,600万円、1.0%の増加となったものであります。

次に、令和2年度の主な事業についてご説明申し上げます。地域振興対策では、民間賃貸住宅建設への補助やシングルペアレント移住雇用マッチング事業などを継続するほか、新たに焼尻地区において定住促進住宅を整備し、移住定住促進を図ってまいります。また、都市間交流事業として、神奈川県海老名市との交流事業を継続するほか、札幌ベルエポッ

ク製菓調理専門学校との包括連携協定や北海道日本ハムファイターズとのパートナー協定による様々な取組を行うなど、地域活性化を図ってまいります。子育て支援対策では、子育て支援センターや離島地区で実施している子育て中の親子の交流事業や育児相談などを継続するほか、新規事業として子育て世帯に対する総合体育館の利用料助成を行うなど、子育てへの不安緩和や冬期間などの遊び場確保を図ってまいります。また、教育、子育てで支援を担う人材確保のため、保育士修学資金貸付制度につきましては、資格及び就業先の対象範囲を拡大し、幼稚園教諭及び幼稚園を加えることにより特定教育保育施設などにおける人員の確保及び充実を目指してまいります。医療対策では、医師確保対策事業や助産師看護師確保対策事業を継続し、医師及び看護師等の確保を目指してまいります。また、子供の疾病予防として実施しているおたふく風邪やインフルエンザなどへの任意の予防接種費用助成事業を継続するほか、健診受診者などに対しオロちゃんカードポイントを付与する健康マイレージ事業を推進し、受診率と健康意識の向上を図ってまいります。生活環境では、産業廃棄物処分場の埋立て超過分について新設した最終処分場への搬入を開始し、適正化に向けた取組を進めるほか、空き家の改修や解体への補助を行う空き家対策事業を継続し、生活環境の改善を図ってまいります。道路関連では、南6条通り舗装繕工事や南5条通り側溝整備工事などを行うほか、橋梁長寿命化事業についても計画に沿って継続して取り組んでまいります。また、河川施設管理では損傷が著しい福寿川護岸の整備工事を行い、水害対策等に取り組んでまいります。環境対策では、環境を守る基本計画に掲げる海鳥を取り巻く自然環境の保全と地域産業の活性化を目的としたシーバードフレンドリー認証制度の取組に対し引き続き補助いたします。次に、産業振興であります。農業振興では、鳥獣被害防止のため電牧柵の追加導入や更新費用への補助を継続するほか、畜産担い手育成総合整備事業に係る高台地区の草地改良事業や農業農村整備事業に係る用排水施設整備などを行い、生産性の向上と農業経営の安定化を図ってまいります。また、焼尻めん羊牧場については直営牧場として安定した羊肉供給を図るほか、酪農学園大学との連携によるめん羊飼養者育成事業を継続し、将来の綿羊事業の担い手育成を図ってまいります。林業では、町有林整備事業や民有林除間伐奨励事業などを継続し、森林の適正管理を図ってまいります。水産業では、漁業後継者等の育成を図る新規就業者等育成事業のほか、刺し網被害に対する支援や外国人技能実習生を受け入れている漁業者に対する支援などを継続し、漁業振興の充実を図ってまいります。商工業では、中小企業者持続化支援事業や企業振興促進事業など各種補助を継続し、中小企業者などの事業活性化を図ってまいります。また、雇用促進助成事業や従業員住宅建設促進事業のほか、東京圏からの移住就業者に対して助成する移住就業支援事業に取り組み、雇用環境の維持や定住促進を図ってまいります。観光振興ではいきいき交流センターなどの観光施設において必要な整備を行うほか、観光事業を推進する観光協会や支部などへの補助を継続し、観光客の増加を図ってまいります。防災関連では、引き続き防災用資機材の確保を図るほか、防災情報を迅速かつ確実に伝達するため既存の携帯電話通信網を活用した情報伝達システムを整備するなど、

災害対策を充実させてまいります。教育関連では、地元高校への志向が高まるよう羽幌高等学校の魅力ある学校づくりへの助成、補助を継続するほか、新規事業としてスクールソーシャルワーカーを羽幌小学校及び羽幌中学校へ派遣することにより、児童・生徒が抱える問題解決に向けた支援体制の整備を図ってまいります。また、公民館施設管理事業として大ホールの音響整備更新や総合体育館の大規模改修に向けた実施設計に着手するなど、社会教育施設の充実を図ってまいります。このほか、多くの事業を予算化しておりますが、内容につきましては担当課長から説明をいたします。

以上で一般会計を終わらせていただき、特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。まず、国民健康保険事業特別会計であります。予算の総額8億7,200万円で、前年度対比3,500万円、3.9%の減少となっております。これは、療養給付費負担金の減少が主な要因であります。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。予算の総額は1億3,900万円で、前年度対比700万円、5.3%の増加となっております。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の増加が主な要因であります。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。保険事業勘定及びサービス事業勘定を合計した予算の総額は10億3,700万円で、前年度対比500万円、0.5%の減少となっております。これは、保険事業勘定では介護保険サービス等給付費が増加したものの、介護サービス事業勘定ではデイサービスセンター改修工事などが完了したことが主な要因であります。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は3億9,900万円で、前年度対比2,200万円、5.2%の減少となっております。これは、栄町第4排水区工事の完了などが主な要因であります。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は3,700万円で、前年度対比200万円、5.1%の減少となっております。これは、天売簡易水道における設備改修工事の完了が主な要因であります。

次に、港湾上屋事業特別会計について申し上げます。予算の総額は1,600万円で、前年度同額となっております。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。業務の予定量は、給水戸数3,330戸、年間総給水量は90万トンを見込み、収益的収支では給水収益2億2,928万7,000円など、水道事業収益総額の2億4,478万5,000円に対し、支出では運転管理委託料など原水及び浄水費に6,805万5,000円、量水器取替え工事など配水及び給水に5,177万3,000円、人件費など内部管理経費を計上する総係費に3,787万円、減価償却費に5,291万8,000円、企業債利息に1,292万8,000円など、水道事業費用総額は2億3,454万6,000円を予定し、収支差引き1,023万9,000円の黒字となる見込みであります。

次に、資本的収支では、支出で建設改良費に3,905万2,000円、企業債償還金

に5,661万4,000円で総額9,566万6,000円となり、予定収入がありませんので、全額を損益勘定留保資金により補填しようとするものであります。今後も業務の効率化、コストの削減による経営の健全化を図り、長期的な視点を持って企業運営に一層の経営努力をいたす所存であります。

以上が令和2年度一般会計及び各特別会計予算並びに水道事業会計予算の概要であります。今後の行財政運営につきましても我が町の最上位計画であります羽幌町総合振興計画を基本としつつ、羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略による地域活性化対策を推進し、今後の公共施設の基本的な方針を示した公共施設マネジメント計画により、公共施設の効率的かつ効果的な維持管理に努め、本町の身の丈に合った財政運営を確立させ、将来を見据えた健全財政を堅持していくことが重要であると考えておりますので、今後とも議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

以上で令和2年度予算提案理由の説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 以上で予算関連議案並びに予算議案の提案理由の説明を終わります。

#### ◎発議第1号

○議長（森 淳君） 日程第33、発議第1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

提案理由は、令和2年度予算並びに予算関連議案を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議案となっております本案については、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 1時58分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

羽幌町各会計予算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に7番、小寺光一君、

副委員長に3番、平山美知子君と決定したので、報告します。

◎休会の議決

○議長（森 淳君） お諮りします。

羽幌町各会計予算特別委員会の予算審議のため、これから3月13日の羽幌町各会計予算特別委員会閉会まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、これから3月13日の羽幌町各会計予算特別委員会閉会まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても羽幌町各会計予算特別委員会終了次第本会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 1時59分）